

高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画（第5期）を策定



この計画は、年齢を重ねても、住み慣れた地域で生きがいをもって、心豊かに暮らすことができるように、高齢者の生活支援や介護予防の取り組みを進める指針となるものです。

今回、地域代表者の方や保健・福祉・介護の関係者などで構成される介護保険事業計画等作成委員会やパブリックコメントによって、市民の皆さんから広く意見をお聴きするとともに、①介護保険サービスの利用単価の改正、②団塊世代の65歳到達など高齢者人口や要介護者数の増加、③在宅サービスや介護保険施設の整備等を踏まえて、平成24年度からの3年間の計画を策定しました。

これからの超高齢社会と向き合い、安心して生活できる「人によさしいまちづくり」に努めていくほか、介護が必要となった場合でも安心してサービスを利用できるように、計画を推進していきます。

●介護保険は
支え合いの制度です

介護サービスの利用者数に比例して、それに伴う保険給付費も増加しています。この計画の中では、3年間で必要な保険給付費を見込んでおり、その財源（利用者負担を除く）は、介護保険料と公費で半分ずつ負担しています。

| 介護保険料 | | 公費 |
|---------------|-----|---------------------|
| 65歳以上の方の保険料 | 21% | 滋賀県・高島市からの公費 50% |
| 40歳～64歳の方の保険料 | 29% | |

●介護保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、高島市の介護サービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、段階的に決まります。

なお、本人や世帯員の市民税課税状況や前年の収入額に応じて「基準額」の1割から5割の範囲で軽減されます。

岡長寿介護課 ☎(25)80059

●65歳以上の平成24～26年度の介護保険料

| 段階 | 対象者 | 保険料率 | 保険料年額 |
|--------------|---|-----------------------|---------|
| 第1段階 | 生活保護を受給している方 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 | 基準額 ×0.50 | 28,800円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 基準額 ×0.50 | 28,800円 |
| 第3段階 (軽減) | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方 | 基準額 ×0.65 | 37,400円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、第1、第2、第3段階(軽減)に該当しない方 | 基準額 ×0.75 | 43,200円 |
| 第4段階 (軽減) | 本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方(本人の前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方) | 基準額 ×0.90 | 51,800円 |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方(本人の前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方) | 基準額 4,800円 (月額) | 57,600円 |
| 第5段階 | 本人が市民税課税で、前年合計所得金額が125万円未満の方 | 基準額 ×1.15 | 66,200円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、前年合計所得金額が125万円以上190万円未満の方 | 基準額 ×1.30 | 74,800円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、前年合計所得金額が190万円以上300万円未満の方 | 基準額 ×1.45 | 83,500円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、前年合計所得金額が300万円以上500万円未満の方 | 基準額 ×1.60 | 92,100円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で、前年合計所得金額が500万円以上の方 | 基準額 ×1.70 | 97,900円 |

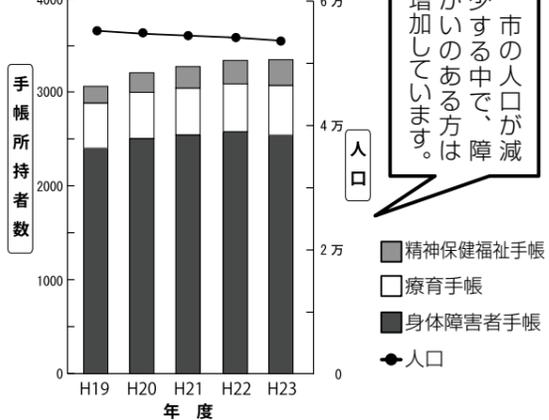
障がい者計画・ 障がい福祉計画（第3期）を策定

市では、アンケート結果や障がい者自立支援協議会、事業所、関係機関、団体の皆さんのご意見を踏まえ、平成24年4月を始期とする、「障がい者計画」(～平成29年度)と「障がい福祉計画(第3期)」(～平成26年度)を策定しました。

この計画の推進を通して、障がいの有無に関わらず、全ての市民が共に生き、自立した地域生活、社会生活を営むことができる「高島市」を創造します。

wide

●障がいのある方の推移



- 基本理念
- 人としての尊厳の尊重
 - 障がい者の主体性を重視した生活の質の向上
 - すべての人の参加による住みよい地域社会づくり

□基本目標（障がい者計画）

1 地域福祉の推進

- ・地域福祉活動を推進し、障がい者を地域で支える仕組みづくりを進めます。
- ・地域へ法人や施設の行事を発信し、物品貸出や模擬店などの協力を通じて、障がい者施設から地域への交流を推進します。

3 療育・教育の推進

- ・妊娠期から乳幼児期を通じた健診や母子保健事業などの取り組みを強化し、障がいの早期発見、早期療育につなげます。
- ・発達障がいの専門相談機能を強化し、チームでの支援に取り組みます。

5 福祉サービスの充実

- ・ニーズに応じてグループホーム・ケアホームの整備を進めていきます。
- ・施設入所者、精神科病院長期入院者、自立希望者を対象にした宿泊体験事業に取り組み、受け入れ体制を整えます。

7 生活環境の整備

- ・ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で快適な市街地や都市施設、建築物等の整備・誘導を進めます。
- ・重症心身障がい者の避難マニュアルや福祉避難所の対応マニュアルを作成します。

□平成26年度までの目標（障がい福祉計画第3期）

- 施設から地域への生活の移行ができるように在宅福祉サービスを充実します。
- 就労移行支援事業所の利用拡大を図ります。
- 就労継続支援事業所は、雇用型の開設推進と非雇用型の利用拡大を図ります。

岡障害福祉課 ☎(25)8516

